

令和4年第10回（12月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和4年12月9日(金)
開会 10時00分 閉会 10時40分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館2階研修室1・2

3. 出席委員

委員の定数 14名
出席委員数 12名
欠席委員数 1名
欠員 1名

出席委員の氏名

| | |
|-------|-------|
| 賀部 正直 | 横川 信友 |
| 奥家 信弘 | 山本 学美 |
| 菊 啓治 | 奥田 健一 |
| 山本 幸雄 | 重吉 信之 |
| 高橋 初美 | 若山 清敏 |
| 太田 克弘 | 堤 久英 |

欠席委員の氏名 井上 幸子

農地利用最適化推進委員1名出席(定数2名) 堤 實

欠席委員の氏名 井上 福美

4. 付議事項

議案

- ・議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第20号 吉富町農用地利用集積計画の承認について
- ・議案第21号 農地の賃借料情報の公表について

報告事項

- ・公共工事に関する農地の一時利用届出について
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 竹内

6. 会議の概要

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日、事務局長の軍神につきましては、議会一般質問が開催されているため、欠席いたしておりますので、私が進行を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今より令和4年第10回（12月）総会を開催いたします。本日は、井上幸子委員、井上福美委員より欠席の連絡をいただいておりますので、推進委員を含め、13名での開催となります。開会に先立ちまして賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 賀部会長 | <p>あらためまして、委員の皆さんおはようございます。</p> <p>年末に入り慌ただしくなりました。先日、商工会からもらった冊子に別の町ですが紅はるかの記事が載っていました。吉富町も紅はるかの作付けに頑張っておりますので、参考にしたいと思います。それでは、農業委員憲章を唱和したいと思います。本日は、太田克弘委員に代表の唱和をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（農業委員憲章 唱和）</p> <p>それでは、ただいまから令和4年第10回（12月）の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には、太田克弘委員、堤久英委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。農地法第5条の規定による許可申請書について」を上程します。今回は、2件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>1 ページをご覧ください。（P1 議案朗読）</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>申請農地 吉富町大字〇〇△△番 田 面積 597 m² 同じく 〇〇△△番 田 面積 21 m²</p> <p>所有者、耕作者は、幸子〇〇の <u>O. K</u> さん、 転用の目的は、貸駐車場 譲受人は、小犬丸〇〇の S. Y さんとなっています。（その他議案書 P3 から P9 説明）</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。</p> |
| 賀部会長 | <p>それでは、議案第19号について、地元委員の奥家委員から申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。</p> |

| | |
|------|--|
| 奥家委員 | 事務局から説明がありましたとおりです。近隣住民からの同意をもらっていますが、東側の田への進入路がきになります。今回の駐車場から入れるようにしてもらえるか確認をした方がよい気がします。その他には特に問題・異議はありません。 |
| 賀部会長 | 奥家委員及び事務局から説明並びに報告がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。 |
| 山本委員 | 奥家委員より説明がありましたが、西と南の田は私が耕作しています。今まで申請地を通して耕作をしていたので、できればこの駐車場から入れる進入路を作ってもらえると助かります。 |
| 事務局 | 農業委員会からそのような意見があった旨を意見書に付して譲受人に伝えます。 |
| 賀部会長 | その他にありませんか。 |
| 各委員 | (異議なし) |
| 賀部会長 | ございませんようでしたら、議案第19号については承認することにご異議はございませんか。 |
| 各委員 | (質疑なし) |
| 賀部会長 | 続いて2件目の説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>2件目の申請についてです。 2ページをご覧ください 申請農地 吉富町大字〇〇△△番 田 面積 629 m² 同じく 〇〇△△番 田 面積 1,144 m² 所有者、耕作者は、〇〇市の <u>Z. H</u>さんと直江〇〇のK. Hさんです。</p> <p>転用の目的は、共同住宅2棟及び駐車場です。 譲受人は、広津〇〇 T. Hさんとなっています。 (その他議案書P10からP17説明) 農地区分につきましては、3種農地であり、都市計画用途</p> |

区域内となっております。

16 ページをご覧ください。

今回、隣地の承諾が得られなかったことについてご説明します。承諾が得られなかった農地は、南側の隣地 B 直江 209-1 です。施工者が隣地同意に伺ったところ、将来的に耕作をする可能性があるため、青で示している北側の水路から取水ができるように供給するルートを確保してほしい。との依頼があったとのこと。17 ページの下の写真をご覧ください。隣地 B は現在、写真のような状況となっており、30 年以上作付けがされていませんでした。そのため、11 月 30 日に施工業者と事務局及び地元改良区理事と地元農業委員が不在のため菊委員に代理で来ていただき、現地にて状況確認をおこないました。現在の水路は、写真上のような状況で取水は行っていませんでした。しかしながら、農林事務所に事前確認をしたところ、農地である以上、水路の確保は必要であり、営農に支障がある場合は、県としても許可は厳しいとの見解でした。再度、16 ページをご覧ください。

施工業者が 30 年前の状況について聞き取り調査を行ったところ、当時は隣地 A (直江 202-1) の土地に水が入り、田越しで取水をしていたとのこと、施工業者が申請者と協議をし、隣地 B が耕作をすることとなった場合、支障がないように、取水口を設置するようにしました。ただし、水の取り口は隣地 A からしかすることができないため、将来的に耕作をする場合は隣地 A にも協力をいただく旨の承諾ももらっております。このように、隣地 B の耕作に支障が出ないように配慮案を提示し、納得はされましたが、「隣地の承諾書には記入しない」とのことだったため、理由書を添付し、申請されております。なお、日照については、建物の高さが 10m 以内で、日照権の調査もしたところ、午前 8 時から午後 4 時まで、5 時間以上の日照を確保しているため、問題はないと判断しております。今月、6 日に農林事務所も現地確認を行い、以上の内容を伝え、特に問題等の指摘は受けていません。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

それでは、議案第 19 号について、地元委員代理の菊委員から申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いいたします。

賀部会長

菊委員

事務局から説明がありましたとおりです。

| | |
|------|---|
| 賀部会長 | <p>菊委員及び事務局から説明並びに報告がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| 各委員 | <p>(質疑なし)</p> |
| 賀部会長 | <p>ございませんようでしたら、議案第19号については承認することにご異議はございませんか。</p> |
| 各委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 賀部会長 | <p>続いて、議案第20号「吉富町農用地利用集積計画の承認について」です。</p> <p>農業委員会法では、法第31条に「議事参与の制限」があり、「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない」とあります。よって、関係委員につきましては、ご退席をお願いし、議決を採らせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。今回、12月15日から開始する利用計画の提出が5件ありましたので、ご審議をお願いします。それでは、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>19ページをご覧ください。(P19 議案朗読)</p> <p>町長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業委員会の承認を得ることとなっています。今回12月15日から開始する利用権設定の件数は、新規5件で5,411㎡となっています。(その他P20～P21 説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 賀部会長 | <p>それでは、T委員の利用権設定となりますので、T委員は退席をお願いします。</p> <p>それでは、T委員の利用権設定につきまして、ご異議ございませんか。</p> |
| 各委員 | <p>(異議なし)</p> |
| 賀部会長 | <p>続きまして、Y委員の利用権設定となりますので、Y委員は退席をお願いします。それでは、Y委員の利用権設定につきまして、ご異議ございませんか。</p> |

| | |
|------|---|
| 各委員 | (異議なし) |
| 賀部会長 | <p>それでは、議案第20号については、すべて承認されました。続きまして、議案第27号「農地の賃借料情報の公表について」を上程いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>23ページをご覧ください。</p> <p>これは、農地法52条の規定により、農地の賃借の情報を提供するため、本年1月から先月11月までに締結された利用権における賃借料水準を公表するもので、役場前掲示板への公告と、広報1月号及びホームページへの掲載を予定しています。</p> <p>23ページが公告文で、令和4年の利用集積計画における賃借料について、10アール当たり実績を示しています。掲載内容については、現金と物納に分け、平均、最高、最低での表示、件数については、賃借権と使用貸借権でそれぞれ掲載しています。合計で65件123筆。内数として、現金賃借権が4%、物納賃借権が9%、使用貸借権が80%となっています。24ページは参考資料で、1番上に、現在設定されている全ての利用権の賃貸借を集計し、以下4年分を載せています。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。</p> |
| 賀部会長 | <p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| 各委員 | (質疑なし) |
| 賀部会長 | <p>議案第21号について承認することにご異議ございませんか。</p> |
| 各委員 | (異議なし) |
| 賀部会長 | <p>それでは、議案第21号については承認することとし、本日付けで公告するとともに、広報1月号及び町のホームページにも掲載することとします。</p> <p>続きまして、報告事項があります。</p> <p>はじめに「公共工事に関する農地の一時利用届出につい</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>て」です。事務局から説明をお願いします。</p> <p>25ページをご覧ください。</p> <p>「公共工事に関する農地の一時利用届出について」です。公共下水道工事に伴う資材置場としての一時利用の届出が1件ございます。先月の総会時に重吉委員から指摘のありました案件について、調査したところ、届出をしていない一時利用がありましたので、すぐに届出をさせました。</p> <p>土地改良事業その他公共事業の実施に伴い、一時的に農地を資材の仮置場等に使用する場合であっても、農地法上、転用許可不要とされていない限り、あらかじめ一時転用許可を受ける必要がありますが、「令和元年12月6日付1水田第1250号福岡県農林水産部長通知」で、「緊急な必要性のための内を農業外に使用せざるを得ず、それがやむを得ないと認められるときは、農業委員会への届出で処理して差し支えない」との方針が示されています。今回は公共下水道工事に伴う資材置場であり、利用の期間が3か月以内であることなど、要件を満たしていることから、届出にて処理した次第です。</p> <p>場所は 幸子〇〇番 田 2,564 m²</p> <p>貸し手は幸子の〇〇さん、借り手は株式会社〇〇で、令和4年10月25日から令和4年12月31日までの3か月以内の利用期間となっています。詳細な場所と利用計画につきましては、26ページでご確認ください。</p> <p>利用農地については、矢板18組を置く計画となっています。地元農業委員である重吉委員には確認をいただいております。以上で報告を終わります。</p> |
| 賀部会長 | <p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。</p> |
| 重吉委員 | <p>この案件について、以前の担当（中家係長）のときに別の場所で利用するような話があったが、場所を移動してここになったのか。</p> |
| 事務局 | <p>確認してご連絡します。</p> |
| 賀部会長 | <p>続きまして、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。事務局から説明をお願いします。</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>28ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続による所有権移転が1件ございます。</p> <p>直江〇〇番 田 12㎡ ほか2筆</p> <p>平成3年2月19日に、直江〇〇のF. Tさんからの相続により、同じく直江〇〇のS. Yさんが所有権を取得しました。以上で報告を終わります。</p> |
| 賀部会長 | <p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。</p> |
| 各委員 | <p>(質疑等なし)</p> |
| 賀部会長 | <p>続きまして、「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>29ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約が2件あります。</p> <p>広津〇〇番 田 933㎡</p> <p>貸し手は広津〇〇のH. Kさん、借り手は幸子〇〇のK. Mさんです。令和元年6月から10年間の契約でした。貸し手、Hさんの都合による解約で、合意解約成立の日は令和4年11月11日です。</p> <p>続きまして2件目 広津〇〇番 田 1,370㎡</p> <p>貸し手は小犬丸〇〇番のM. Yさん、借り手は小犬丸〇〇のS. Mさんです。令和4年6月から3年間の契約でした。借り手、Sさんの都合による解約で、合意解約成立の日は令和4年11月25日です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 賀部会長 | <p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。</p> |
| 各委員 | <p>(質疑等なし)</p> |
| 賀部会長 | <p>次に「情報交換」となっていますが、何かご質疑や情報交換いただくような案件をお持ちのかたございましたらお願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| 各委員 | (質疑等なし) |
| 賀部会長 | 事務局から何かありませんか |
| 事務局 | 事務局から連絡事項報告。 |
| 賀部会長 | 本日の議事はすべて終了しました、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いします。 |
| 事務局 | 年間計画どおり1月11日(水)10:00からの開催を提案します。会場は、フォーユー会館2階研修室です。よろしいでしょうか。 |
| 各委員 | (異議なし) |
| 賀部会長 | それでは、次回は1月11日(水)10:00からとします。これをもちまして、令和4年第10回(12月)総会を閉会します。皆さま、お疲れ様でした。 |
| | 10時40分閉会 |